

第 1 号様式（第 4 条関係）

政策会議案件書（審議案件）

令和 5 年 11 月 8 日提出

案件担当等 部 課 等	総務部人事課
案件名称	人事院勧告及び会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に伴う関係条例の一部改正の基本方針について
部門経営で 会議 審議した日	—
資料の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<p>審議依頼事項</p> <p>人事に係る議会の議決を要する施策に該当するため、標記条例について、別紙のとおり基本方針として決定することについて</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>関係条例</p> <p>1 人事院勧告</p> <p>(1) 三浦市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(2) 三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(3) 三浦市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(4) 三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(5) 三浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>2 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給</p> <p>(1) 三浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(2) 三浦市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(3) 三浦市単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(4) 三浦市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(5) 三浦市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例</p>	

現状と課題

1 人事院勧告

令和5年8月7日付け人事院勧告に基づき、国家公務員の若年層に対する給与の改定、及び12月期に支給される期末勤勉手当の支給月数を引上げることとなった。(令和5年10月20日閣議決定)

2 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)に基づき、令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当の支給が可能となった。

案件担当部課等の見解

1 人事院勧告

人事院勧告を受けた国家公務員の給与に関する措置に準ずること、本市職員等についても、国家公務員と同様の措置を講ずるため、関係条例を改正する必要がある。

審議決定後は、職員労働組合と合意した後、令和5年第4回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。

2 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給

国及び常勤職員の取扱いとの均衡の観点から、本市会計年度任用職員についても勤勉手当を支給するため、関係条例を改正する必要がある。

審議決定後は、令和5年第4回三浦市議会定例会に議案として提出することとしたい。

総合計画及び予算との関係

備考 説明員 浅岡人事課長 石原人事課人事GL
木賀病院事務局総務課長